

令和6年度山形県森林サービス産業創出事業の公募に係るQ & A

【共通】

Q1 森林サービス産業とは。

A1 山村の活性化に向けた「関係人口」の創出・拡大のため、森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する新たなサービス産業です。（平成30年度林野庁提唱）

〔具体例〕

（健康分野）

森林浴、森林セラピー、ヨガ、クアオルト健康ウォーキング等

（観光分野）

トレイルランニング、マウンテンバイク、森フェス等

（教育分野）

森林環境教育、森のようちえん等

（その他）

森林空間でのテレワーク・ワーケーション等

<参考>

○森林サービス産業推進地域のご紹介（林野庁HP）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/kassei/sangyou/area.html>

○「地域の森からラブコール！」（(公社)国土緑化推進機構サイト）

<https://forest-style.jp/bizmatch/cases/>

【応募】

Q2 複数の法人又は団体で連携して事業を実施する場合も申請可能か。

A2 既存の関連する事業を進める団体、観光地域づくり法人（DMO）・観光協会、第3セクター、林業関係団体等との間で連携して取り組むことが考えられます。その場合は、その中の事業者の代表（幹事事業者）として、又はこれらの事業者で構成される団体として申請してください。

Q3 1つの団体が異なる森林空間で事業内容を変えてそれぞれ申請することは可能か。

A3 1事業者からの応募は1つの事業計画とします。ただし、1つの事業計画のなかで2つ以上のモデルツアーやイベントを計画することは可能です。

Q4 令和5年度山形県森林サービス産業創出事業費補助金の交付を受けた事業者が同じ事業計画で応募することは可能か。

A4 応募できません。ただし、新たな取組みを計画して事業を行う場合は応募できます。

【補助金額の算定】

Q5 具体的な補助金額の算定方法は。

A5 例えば、総事業費 60 万円、自己収入額（参加費等）40 万円、補助対象経費の合計額 50 万円の場合の補助金額について

①補助対象経費の合計額の 1/2 に相当する額

$$50 \text{ 万円} \times 1/2 = 25 \text{ 万円}$$

②補助上限額 30 万円

③総事業額から自己収入額を控除した額

$$60 \text{ 万円} - 40 \text{ 万円} = 20 \text{ 万円}$$

補助金額は、①～③でいずれか最も低い額となりますので、20 万円となります（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てます）。

<上記の例>

収支予算書

《収入》

(単位:円)

区 分	予算額	積算根拠
県補助金	200,000	
自己収入額	400,000	参加者負担金(積算略)
自己資金		
その他		
計(総収入額)	600,000	

《支出》

(単位:円)

区 分	予 算 額			積算根拠
		補助対象経費	補助対象外経費	
謝金・旅費	50,000	50,000	0	} (略)
需用費	150,000	150,000	0	
役務費	200,000	200,000	0	
使用料・賃借料	100,000	100,000	0	
その他の経費	100,000	0	100,000	参加者昼食代(積算略)
計(総事業費)	600,000	500,000	100,000	

※ 消費税及び地方消費税額は除いて記載してください。

【経費】

Q6 モデルツアー等 PR 関係のための出張で高速道路の使用料は対象か。

A6 対象となります。

Q7 消耗品費と物品購入費の違いは。

A7 消耗品は、事業を行うために必要な事務用品等（筆記用具、コピー用紙、ガソリン、書籍等）になります。
物品購入費は、事業を行うために必要な什器類（机、椅子、拡声器等）、草刈り機、看板等の資材及び機材の購入に要する経費で5万円未満のものとなります。

Q8 プリンタは購入可能か。

A8 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（プリンタ、パソコン、タブレット端末、スマートフォン、記録系媒体、デジタル複合機、家具等）は対象外となります。

Q9 消耗品費や物品購入費で中古の商品は購入可能か。

A9 中古の物品等（リユース品）は品質が担保されないため、対象外となります。

Q10 事業の際に脱水症状防止のため、水やスポーツドリンクを購入するのは対象経費に含まれるか。

A10 水やスポーツドリンクの飲食にかかる経費は対象外。補助対象外経費として支出することになります。

Q11 広告宣伝費でホームページを制作する際の制作ソフトの使用の経費は対象となるか。

A11 対象となります。

Q12 銀行等の振込手数料は対象となるか。

A12 対象外となります。

Q13 支出した経費の見積書、請求書、領収書などの関係書類を提出する必要があるか。

A13 提出は不要ですが、事業完了後の検査で確認が必要ですので、保存してください。

【その他】

Q14 モデルツアー等の事業はいつまでに完了すればよいか。

A14 実施期間は、令和7年1月15日まで完了していただくことになります。なお、完了日の15日後の日又は令和7年1月15日のいずれか早い日まで実績報告書を県へ提出する必要があります。

Q15 補助金以外の支援はあるのか。

A15 採択された事業について、補助金のほか、事業の磨き上げのための有識者等による助言や県ホームページでの事業の周知、関係市町村への情報提供を予定しています。